

デジタル化戦略推進室 確認欄				
第一	係長		係員	

令和8年1月23日

――帳票発注仕様書――

行財政局税務部税制課
担当 税務推進担当 野邑・岩本
電話 222-3155

業務名	個人市民税(普通徴収)				
帳票名	市民税・府民税・森林環境税 納税通知書・税額変更通知書 <CA508203>				
帳票の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 1P <input type="checkbox"/> 2P <input type="checkbox"/> 3P				
数量	計 90,000 枚				
内 容	大きさ	縦 11.5 インチ	×	横 10.1 インチ	
	紙質	70 Kg	NIP紙		
	刷色	見本のとおり	(緑 1色刷)		
	字体	見本のとおり	(明朝体及びゴシック体、公印イメージあり)		
	ミシン	見本のとおり	(縦:両側)		
	折り目	見本のとおり	帳票の上部から4.5インチ、下部から3.5インチに筋入れ加工(計2本)。		
	その他	再生紙(<input checked="" type="checkbox"/> 不使用) 使用 (<input type="checkbox"/> グリーン購入基準(適・否))	前年度(見本)からの文言等の変更箇所は、別紙「変更点」を参照のこと。		
使用機械	<input checked="" type="checkbox"/> ページプリンター (Revoria Press CF191)			<input type="checkbox"/> ラインプリンター (NEC N1153-025)	
納入日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (曜日) <input checked="" type="checkbox"/> 別紙指示書のとおり分納				
納入場所等	<input type="checkbox"/> デジタル化戦略推進室帳票室 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別紙指示書のとおり) 業務担当者の指示する場所へ受注者が搬入のこと				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本帳票の受注に当たっては、フォーム印刷の入札等に係る事前審査である本市総合企画局デジタル化戦略推進室が実施する「印刷履行能力審査」に合格している事業者であることを条件とする。 ・要校正。(原則、文字校正及び簡易校正による色校正を各1回。誤字等がある場合は、回数が増える場合がある。) 税制課(担当:野邑)とデジタル化戦略推進室(担当:中山)双方の確認を得ること。 ・要テスト納品。令和8年4月2日(木)までに1,000枚 デジタル化戦略推進室まで。 ただし、これは納入数に含まない。 ・テスト帳票での印字内容及び印字テスト結果の確認を発注者から得てから、本納品分の作成を行うこと。 ・使用機械の仕様条件を全て満たす帳票を準備すること。 ・1箱の単位は2,000枚、折れの単位は1枚とする。 ・帳票はビニールで梱包し、C式段ボール箱(外箱の深さが内箱と同一のもの)に入れること。 ・段ボール箱は糊付けして組み立てること。(ステープラー留めは行わないこと) ・外箱の側面に上記帳票名全てを表示すること。 ・インクは耐熱性のフラッシュ定着用UVインクを使用すること。 ・帳票1枚ごとに、スプロケットホール部分のいずれかの場所に帳票ID(帳票名のうち英数字部分)を記載すること。 ・筋入れ加工箇所は、折り曲げた時に帳票に割れ・破れ等が発生しないようにすること。 				

- ・不明な点がある場合は、担当者に確認すること。
- ・受注者は、受注決定の連絡を受けた後、速やかにデジタル化戦略推進室担当者まで連絡すること。

<分納の支払方法について>

分納帳票については、各納入期日後に当該部品について支払いの請求を行うものとし、支払いは当該請求に基づいて行うものとする。

※諸事情により、内容等に変更が生じる場合がある。

(注) 見本として<1折れ>添付する。

(参考)グリーン購入基準が「適」の場合は、「京都市役所グリーン調達推進方針」及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達物品判断基準を満たすことが必要です。

- ・フォーム用紙:古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下

塗工量(両面)12g/m²以下(塗工紙)

帳票の納入日・納入枚数指示書

1 帳票名

市民税・府民税・森林環境税 納税通知書・税額変更通知書 <CA508203>

2 納入について

以下のとおり3回の分納とする。

ただし、数量に増減が生じる場合は、別途指示する。

納入日	納入場所	納入数
令和8年5月7日(木) 午後5時まで	デジタル化戦略推進室 市税事務所・税制課	30,000 枚(15箱)
令和8年5月26日(火) 午後5時まで	デジタル化戦略推進室	30,000 枚(15箱)
令和8年7月31日(金) 午後5時まで	デジタル化戦略推進室	30,000 枚(15箱)
合 計		90,000 枚(45箱)

○令和8年5月7日(木)納品分については、納入場所が複数となるため、以下のとおり取扱うこと。

- ・納入時にそれぞれの納入場所で受領確認印を受け、数日中に受領確認表の原本を税制課の担当者に提出すること。
- ・納入場所は以下のとおりとし、納入場所ごとの納入枚数は別紙「納入場所別納入枚数一覧兼受領確認表」のとおりとする。

{ 市税事務所…京都市市税事務所市民税室各市民税担当
税制課…行財政局税務部税制課税務推進担当
デジタル化戦略推進室…総合企画局デジタル化戦略推進室帳票室 }

納入場所別納入枚数一覧 兼 受領確認表

納品場所			受領確認印
市民税第1担当	中京	200 枚	
	北 上京	200 枚	
市民税第2担当	山科 醍醐	200 枚	
	伏見 深草	200 枚	
市民税第3担当	右京	200 枚	
	西京 洛西	200 枚	
市民税第4担当	左京 東山	200 枚	
	下京 南	200 枚	
税制課		100 枚	
合計		1,700 枚	△

納入日： 令和8年5月7日(木)

納入品名：市民税・府民税・森林環境税 納税通知書・税額変更通知書

納入場所別納入枚数一覧 兼 受領確認表

納品場所			受領確認印
デジタル化戦略推進室 帳 票 室	28,300	枚 (15箱)	
合 計	28,300	枚 (15箱)	

納入日： 令和8年5月7日(木)

納入品名：市民税・府民税・森林環境税 納税通知書・税額変更通知書

変更点

市民税・府民税・森林環境税 納税通知書・税額変更通知書 <CA508203>

※レイアウト等の詳細については、別途指示をします。

表面

- 帳票上部の表題部分（年度）を以下のとおり変更する。

令和7年度 ⇒ 令和8年度

- 「所得控除の内訳等」の表を以下のとおり変更する。

変更前

区分 所得控除の内訳等	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除等	生命保険料控除	配偶者特別控除	基礎控除	控除額	扶養親族	扶養障害者	老人扶助	子供扶助	配偶者扶助	扶養親族扶助	扶養障害者扶助	老人扶助扶助	子供扶助扶助	配偶者扶助扶助	減免割合
	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	均等割 所得割
変更前																		
改訂前：支拂額																		

変更後

区分 所得控除の内訳等	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除等	生命保険料控除	配偶者特別控除	特定親族特別控除	基礎控除	控除額	扶養親族	扶養障害者	老人扶助	子供扶助	配偶者扶助	扶養親族扶助	扶養障害者扶助	老人扶助扶助	子供扶助扶助	配偶者扶助扶助	減免割合
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	均等割 所得割	
変更前																			
改訂前：支拂額																			

- 「今年度に普通徴収の方法によって徴収する税額（期別税額）」の右端欄を以下のとおり変更する。

変更前

変更後

※「円」を追加。

- 様式左下の説明文3行目について、以下のとおり変更する。

変更前

地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。（ただし、過年度分はこれに該当しません。）

変更後

地方税法第321条の7の8第3項の規定によって通知します。（ただし、過年度分はこれに該当しません。）

裏面

※用紙サイズに合わせて、余白、フォントサイズ等の調整を必要に応じて行ってください。

- 「3 税率」の各表を以下のとおり変更する。（欄外の文言は修正なし）

[均等割]

	市民税	府民税
平成31～令和5年度分	3,500円	2,100円
令和6～8年度分	3,000円	1,600円

[森林環境税]

令和6～8年度	1,000円
---------	--------

[所得割]

総合課税の所得等に対する税率（平成31～令和8年度分）

市民税	府民税
課税所得金額 × 8 %	課税所得金額 × 2 %

分離課税の所得等に対する税率（平成31～令和8年度分）

区分	市民税	府民税
短期譲渡	7.2% (4%)	1.8% (1%)
一般の譲渡の場合	4%	1%
優良住宅地等の譲渡の場合 (租特法31の2該当分)	2,000万円以下の部分 3.2%	0.8%
	2,000万円超の部分 4%	1%
居住用財産の譲渡の場合 (租特法31の3該当分)	6,000万円以下の部分 3.2%	0.8%
	6,000万円超の部分 4%	1%
株式等の譲渡所得等	上場株式分等 4%	1%
	一般株式分等 4%	1%
上場株式等の配当所得等	4%	1%
先物取引の雑所得等	4%	1%

- 「5 延滞金」の本文を以下のとおり変更する。

- ① 令和7年中 ⇒ 令和8年中
- ② 令和8年1月以後 ⇒ 令和9年1月以後
- ③ 年8.7% ⇒ 年9.1%
- ④ 年2.4% ⇒ 年2.8%